



平成 25 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 丸一鋼管株式会社
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 鈴木博之
(コード番号 5463 東証 第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員総務部長 鈴木省三
(TEL : 06-6531-0101)

取締役に対する新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の割当 に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に従って、当社の取締役に対する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。

記

I ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とするものです。

II 新株予約権の発行要領

1. 募集新株予約権の名称 丸一鋼管株式会社第 9 回新株予約権
2. 募集新株予約権の総数 107 個

割当予定数に対する申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込みの総数をもって割り当てる募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、上記 2 で決定された割当てる新株予約権の総数に 100 株を乗じた株式数とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払い込み金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成 25 年 9 月 10 日から平成 45 年 9 月 9 日まで
6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡する募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. 募集新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
9. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)する場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれを交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - v 新株予約権が行使できる期間
上記 5. に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 6. に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- viii 新株予約権の取得条項
上記 8.に準じて決定する。
- ix その他の新株予約権の行使の条件
下記 11.に準じて決定する。
- 10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 11. その他の募集新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から 10 日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ii 新株予約権者が平成 44 年 6 月 29 日まで当社の取締役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成 44 年 6 月 30 日から平成 45 年 9 月 9 日まで新株予約権を行使することができるものとする。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案、または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から 10 日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - iv 新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
- 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法
ブラック・ショールズ・モデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。
- 13. 募集新株予約権を割り当てる日
平成 25 年 9 月 9 日
- 14. 募集新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日
金銭の払い込みは行わず、取締役の報酬請求権と払込債務を相殺する。
- 15. 募集新株予約権の行使請求受付場所
当社総務部当該業務担当部署
- 16. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所
株式会社三井住友銀行大阪本店営業部(またはその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)
- 17. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 18. その他の本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。
- 19. 割当先の概要
当社の取締役 6 名に割当てる。

以 上